

九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会 規約（改正）の新旧対比表

変 更 前	変 更 後
(附則) 第 10 条	(附則) 第 10 条 <u>この規約は、令和元年 6 月 5 日に一部改正する。</u>
別表 2 (幹事会) 福井市 総務部 危機管理室 危機管理室長	別表 2 (幹事会) 福井市 危機管理局 危機管理課 危機管理 課長